

借入費用

会計基準	TFRS for NPAEs (Chapter 13 Borrowing Costs)	IFRS (IAS23 Borrowing Costs)	日本基準
定義	適格資産の取得、建設又は生産に直接起因する借入費用については、取得原価に含めなければならない。	適格資産の取得、建設又は生産に直接起因する借入費用については、取得原価に含めなければならない。	(原則) 発生時に費用処理 (容認) 自家建設の場合、建設に要する借入資本の利子で稼働前の期間に属するものは取得原価に含めることができる。
適格資産	意図した使用又は販売が可能となるまでに相当の期間を要する資産。	意図した使用又は販売が可能となるまでに相当の期間を要する資産。	-
対象となる費用	適格資産に対する支出が行われていなければ回避されていた費用。	適格資産に対する支出が行われていなければ回避されていた費用。	-
計算方法	該当する資産への支出に資産化率を乗じることで計算。	該当する資産への支出に資産化率を乗じることで計算。	-

Point of view (TFRS for NPAEs)

(1) 適格資産の対象となる資産の範囲

建物および機械のように有形固定資産だけでなく、棚卸資産や無形固定資産、投資不動産も対象となり得る。ただし、短期間で反復的に大量に製造又は生産される棚卸資産、及び取得した時点で意図した使用又は売却が可能な資産については対象となる資産の範囲から除外される。よって、製造工場や発電設備等の建設仮勘定、ソフトウェア仮勘定、未成工事支出金、仕掛品等のうち、完成までに相当の期間を要するものが対象となる。

(2) 相当な期間の考え方

借入費用(Borrowing Costs)の会計基準上、「相当の期間」に関する明確な定義が定められていない。一般的には、使用可能となるまで1年を超える資産について、適格資産に該当すると考えられるが、会社の実態や全社的な方針、ルールに応じて適宜判断する必要がある。

(3) 一般目的での借入利息算入

借入費用の資産化に際して、資産の取得に特定の借入(ひも付きの借入)がある場合、当該借入についての借入費用を資産化する。要するに、適格資産を取得する目的に限定して特別に資金を借り入れている場合、借入金が一般目的の借入金と明確に区分できる場合、当該借入に係る利息を、適格資産の取得原価に算入する必要がある。一方で、一般目的資金を借り入れている場合、適格資産を取得した範囲において、借入費用の資産化が必要になる。例として、新工場建設のために特別な資金調達が行っていないが、工事期間中に一般目的の借入金に関する借入費用が発生している場合が該当する。この場合、実際の計算方法は、適格資産に関連する支出に資産化率を乗じて資産化すべき借入費用を便宜的に計算する。資産化率は、特別借入を除いた期中の借入金残高に対する借入費用の加重平均を使用する。ただし、一般目的の借入費用の資産化については明確なガイダンスが記載されていない。当会計基準には、資産化が必要な借入費用の説明として、仮に適格資産への支出がなかったとしたら避けられたであろう借入費用と記述されているが、説明が具体的とはいえないため、資産取得の際は個別事案ごとに検討、協議する必要がある。